




羽 島 市 水 防 計 画

羽 島 市

令和5年4月



目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	4
第4節 水防計画の作成及び変更	5
第5節 安全配慮	5
第2章 水防組織	7
第1節 市の水防組織	7
第3章 重要水防箇所	10
第4章 予報及び警報	11
第1節 気象庁が行う予報及び警報	11
第2節 洪水予報河川における洪水予報	14
第3節 水位周知河川における水位到達情報	15
第4節 水防警報	16
第5章 水位等の観測、通報及び公表	20
第1節 水位の観測、通報及び公表	20
第2節 雨量の観測	21
第6章 気象予報等の情報収集	23
第7章 水門の操作	24
第1節 水門	24
第8章 水防施設及び輸送	25
第1節 水防倉庫及び水防資器材	25
第2節 輸送の確保	25

第9章 水防活動	26
第1節 水防体制	26
第2節 巡視及び警戒	30
第3節 水防作業	31
第5節 警戒区域の指定	31
第6節 避難のための立退き	31
第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	31
第8節 水防体制の解除	32
第10章 水防信号、水防標識等	33
第1節 水防信号	33
第2節 水防標識	34
第3節 身分証明書	34
第11章 協力及び応援	35
第1節 河川管理者の協力及び応援	35
第2節 水防管理団体相互の応援	35
第3節 警察官の援助要求	36
第4節 自衛隊の派遣要請	36
第5節 国（河川事務所等）との連携	36
第6節 住民、自主防災組織等との連携	36
第12章 費用負担と公用負担	37
第1節 費用負担	37
第2節 公用負担	37
第13章 水防報告等	39
第1節 水防記録	39
第2節 水防報告	39
第14章 水防訓練	40
第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保	41
第1節 浸水対応	41

羽島市水防計画

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岐阜県知事から指定された指定水防管理団体たる羽島市が、同法第33条第1項の規定に基づき、羽島市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、羽島市の地域にかかる河川、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところ

により、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

（10）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

（11）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

（12）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

（13）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（14）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を警戒す

べきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣または都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(20) 大規模災害

内閣府が設定した避難情報における警戒レベル 4 相当で氾濫危険情報が発表される災害。

(21) 基本水防団員

通常の水防活動を行う団員で、大規模災害水防団員以外の団員のこと。

(22) 大規模災害水防団員

大規模災害が発生、または発生が予見される場合に団長の指示により出動する団員のこと。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤雨水出水浸水想定区域の指定・公表（法第14条の2）
- ⑥浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑨予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑫警戒区域の設定（法第21条）
- ⑬警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑯水防活動により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑰避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑱水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑲（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑳（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ㉑水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉒水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉔水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉕消防事務との調整（法第50条）

（２）居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

（３）水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第 4 節 水防計画の作成及び変更

（１）水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、岐阜県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

（２）水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第 5 節 安全配慮

水防活動に従事するものは、水災に際し、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

- ・ 水防活動時にはヘルメット及びライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動は、利用可能な通信機器等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

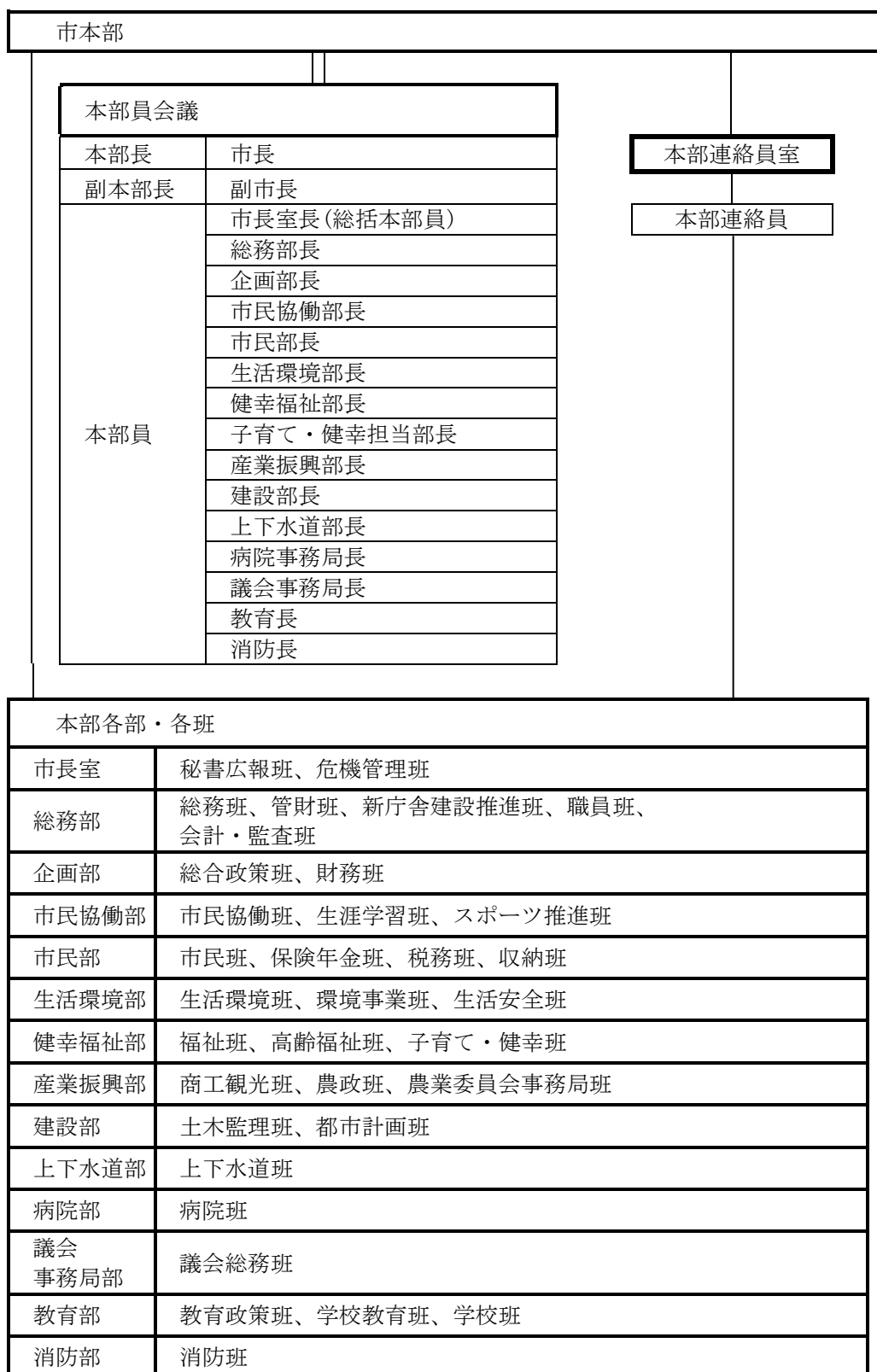
(1) 災害警戒本部の組織

警戒本部は、副市長が、自らを本部長として設置する。

本部長は、必要に応じて、各部の部長を招集して本部員会議を開催し、情報の集約と警戒活動に関し必要な協議を行う。

警戒本部運営にかかる事務は危機管理班が行うものとする。また、危機管理班長は必要に応じて本部運営に必要な人員の応援を他の班に要請できる。

(2) 災害対策本部の組織



(3) 活動体制

体制区分		配備内容	
準備体制	基準	1. 次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき 大雨注意報/雷注意報/洪水注意報/大雪注意報/竜巻注意情報 2. その他市長がこの体制を命じた時	
	体制をとる班	危機管理班、土木監理班、農政班	
	摘要	1. 災害対策本部及び災害警戒本部は設置しない。 2. 活動内容として、各種情報の収集連絡を行う。	
警戒体制	第一警戒配置	基準	1. 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき 大雨警報/暴風警報/洪水警報/大雪警報 2. その他市長がこの体制を命じた時
		活動班・活動人員 ※()内は各班所要人数	危機管理班(2)、管財班(1)、土木監理班(2)、農政班(3)、上下水道班(1)、病院班〔うち事務局職員〕(1)、教育政策班(1) 自主避難等が予想される場合 福祉班(2)、高齢福祉班(2)、学校教育班(2)、市民協働班(2)、地域派遣職員(各施設2) 河川の増水が体育施設に影響を及ぼすおそれがある場合 スポーツ推進班(1)
		摘要	1. 主な活動内容として、各種情報の収集と連絡を行う。 2. 必要に応じて、増員及び班体制を増やすことができる。 3. 消防部及び病院部は当直職員を含めて、状況に応じた必要な人員の配置を行う。
		基準	1. 台風が接近しているときもしくは次の警報のうちいずれかが発表されたときで、(1)、(2)、(3)のいずれかに該当するとき 大雨警報/暴風警報/洪水警報/大雪警報 (1)羽島市及び羽島市周辺地域で局地的集中豪雨が予想される時、もしくは発生したとき (2)木曾川又は長良川に水防警報が発令され河川の水位が木曾川笠松地点で11.3mもしくは長良川墨俣地点で5.0mを越えて、なお増水するおそれがあるとき (3)大雪により、大規模な交通の途絶など重大な都市機能の阻害が発生するおそれがあるとき 2. 特別警報に準ずる気象情報の伝達があったとき 3. その他市長がこの体制を命じたとき
	第二警戒配置(災害警戒本部体制)	活動班・活動人員 ※()内は各班所要人数	・副市長以下の本部長 ・本部補助員 ・下記活動班の班長 ・秘書広報班(1)、危機管理班(5)、総務班(2)、管財班(2)、職員班(1)、市民協働班(2)、生涯学習班(4)、スポーツ推進班(2)、市民班(1)、生活安全班(1)、生活環境班(1)、環境事業班(2)、福祉班(2)、高齢福祉班(2)、子育て・健幸班(3)、農政班(3)、土木監理班(4)、都市計画班(2)、上下水道班(4)、病院班〔うち事務局職員〕(2)、教育政策班(2)、学校教育班(2)、議会総務班(1) 自主避難等が予想される場合 ・地域派遣職員(各施設2)
		摘要	1. 災害警戒本部を設置する。また、避難施設を開設した場合は、災害対策本部を設置する。 2. 主な活動内容として、各種情報の収集連絡、パトロール等の警戒活動及び予防的措置を実施する。 3. 消防部及び病院部は当直職員を含めて、状況に応じた必要な人員の配置を行う。
		非常体制	基準
	非常体制	体制をとる人員及び班	全ての班(すべての職員)
	非常体制	摘要	1. 災害対策本部を設置する。 2. 非常体制が長期に渡ることが予想される場合、災害対策本部の指示のもと、活動人員は交代制をとる。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料1のとおりであり、市内の設定箇所は、資料2のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料3のとおりであり、県内の設定箇所は、資料4のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

岐阜地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を中部地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	気象庁で定める基準値に到達することが予想される場合
水防活動用 気象警報	大雨警報	気象庁で定める基準値に到達することが予想される場合
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	気象庁で定める基準値に到達することが予想される場合
水防活動用 洪水警報	洪水警報	気象庁で定める基準値に到達することが予想される場合

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨注意報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
美濃地方	岐阜・西濃	羽島市	18	148

【備考】

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

(大雨警報発表基準)

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数 基準	土壌雨量指数 基準
美濃地方	岐阜・西濃	羽島市	27	-
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。				

(洪水注意報発表基準)

一次細分区域	市町村等を まとめた地 域	市町村 等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
美濃地 方	岐阜・西濃	羽島市	桑原川流 域 =8.8 境川流域 =11.8	-	木曾川中流[笠松] 長良川中流[墨俣] 木曾川下流[木曾成戸] 長良川下流[長良成戸]
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。					

(洪水警報発表基準)

一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
美濃地方	岐阜・西濃	羽島市	桑原川流域 =11.1 境川流域 =14.8	-	木曾川中流 [犬山・笠松] 揖斐川中流 [岡島・万石] 長良川中流 [忠節・墨俣] 木曾川下流[木曾成戸] 長良川下流[長良成戸]

【備考】

※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

※欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。

※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

(大雨特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

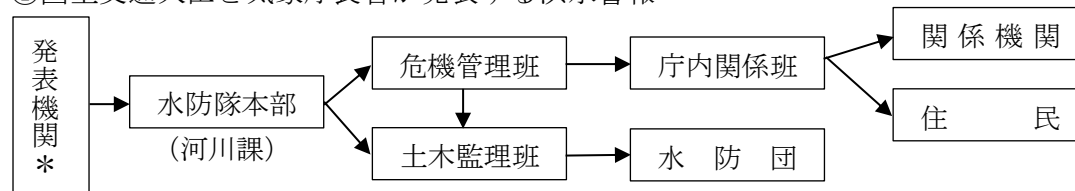
(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

洪水等の場合

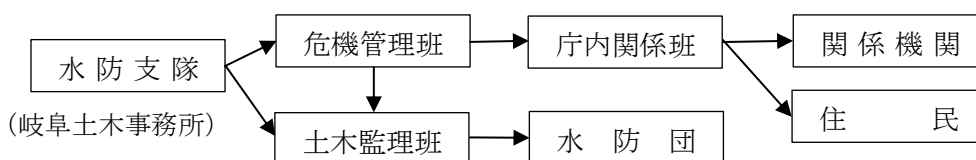
①国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水警報



*発表機関については下表の組み合わせによる

予報区間	発表機関	
木曽川中流	木曽川上流河川事務所	岐阜地方気象台 名古屋地方気象台
長良川中流	木曽川上流河川事務所	岐阜地方気象台
長良川下流	木曽川下流河川事務所	名古屋地方気象台

②岐阜県知事が発表する氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報



第2節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	基準	洪水予報の標題	発表する時期
洪水警報	破堤氾濫等により重大な被害を生じる恐れがあるとき。	氾濫発生情報 (レベル5)	堤防から越水または破堤が起り、河川水による浸水が確認されたとき。
		氾濫危険情報 (レベル4)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
		氾濫警戒情報 (レベル3)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	基準地点の水位が、氾濫注意水位を突破する恐れがあるとき。氾濫注意水位を超え、注意を要するとき。	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。
		(発表しない) (レベル1)	基準地点の水位が、水防団待機水位（通報水位）に到達したとき。
解除	洪水注意報の必要がなくなったと認められるとき。	氾濫注意情報解除	氾濫注意報の必要がなくなったと認められるとき。

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	県名	地先名	位置	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	解除
木曽川	今渡	岐阜	可児市今渡	左岸 69.4km	4.00m	5.50m	7.30m	11.10m	11.50m	12.09m	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなつたとき
	犬山	愛知	犬山市栗栖	左岸 59.7km	5.80m	9.20m	10.40m	11.60m	12.20m	14.22m	
	笠松	岐阜	羽島郡笠松町柳原町	右岸 40.3km	7.60m	10.40m	11.30m	13.40m	13.60m	14.15m	
	起	愛知	一宮市起	左岸 34.3km	1.50m	4.00m	4.80m	—	—	7.36m	
	木曽成戸	岐阜	海津市海津町成戸	右岸 24.1km	4.40m	5.80m	6.40m	8.70m	8.90m	8.95m	
長良川	忠節	岐阜	岐阜市忠節町	左岸 50.2km	1.00m	2.00m	3.50m	5.30m	5.50m	6.68m	
	墨俣	岐阜	大垣市墨俣町	右岸 39.4km	2.50m	4.00m	5.00m	7.20m	7.70m	7.94m	
	長良成戸	岐阜	海津市海津町成戸	左岸 24.1km	3.00m	4.50m	5.60m	6.70m	7.00m	7.42m	

②洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
木曽川中流	木曽川上流河川事務所 名古屋地方気象台 岐阜地方気象台
長良川中流	木曽川上流河川事務所 岐阜地方気象台
長良川下流	木曽川下流河川事務所 名古屋地方気象台

③洪水予報の発表形式

発表形式は、資料5のとおり。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場

合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表を行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	下記のいずれかを満たすとき <ul style="list-style-type: none"> ・破堤を確認したとき ・当該洪水予報区間又は水位周知区間に氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】が出ており、「氾濫ブロック図」の「家屋ありブロック」で、越水・溢水を確認したとき ・当該河川水による大規模な道路冠水等を確認したとき。 ・氾濫発生情報発表のための基準水位計が「氾濫開始相当水位」に達し、かつ、監視カメラ映像により越水・溢水を確認したとき

（２）県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	区域	名称	位置	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)
境川	各務原市岩地川合流地点から岐阜市新荒田川合流地点まで	テレメータ馬橋	岐阜市蔵前	10.00m	10.20m	10.30m	10.60m

②水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
境川	岐阜土木事務所

③水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料6のとおり。

第4節 水防警報

（１）安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

(2) 洪水時の河川に関する水防警報

1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に
関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

<国土交通大臣が発表する水防警報>

段階	種類	内容	発令基準
第1段階	準備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
第2段階	出動	水防団員等の出動を通知するもの。	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
第3段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
適宜	情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。	適宜

<知事が発表する水防警報>

種類	内容	発令基準
準備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。	適宜

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	県名	地先名	位置	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	解除
木曽川	今渡	岐阜	可児市今渡	左岸 69.4km	4.00m	5.50m	7.30m	11.10m	11.50m	12.09m	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったとき
	犬山	愛知	犬山市栗栖	左岸 59.7km	5.80m	9.20m	10.40m	11.60m	12.20m	14.22m	
	笠松	岐阜	羽島郡笠松町柳原町	右岸 40.3km	7.60m	10.40m	11.30m	13.40m	13.60m	14.15m	
	起	愛知	一宮市起	左岸 34.3km	1.50m	4.00m	4.80m	—	—	7.36m	
	木曽成戸	岐阜	海津市海津町成戸	右岸 24.1km	4.40m	5.80m	6.40m	8.70m	8.90m	8.95m	
長良川	忠節	岐阜	岐阜市忠節町	左岸 50.2km	1.00m	2.00m	3.50m	5.30m	5.50m	6.68m	
	墨俣	岐阜	大垣市墨俣町	右岸 39.4km	2.50m	4.00m	5.00m	7.20m	7.70m	7.94m	
	長良成戸	岐阜	海津市海津町成戸	左岸 24.1km	3.00m	4.50m	5.60m	6.70m	7.00m	7.42m	

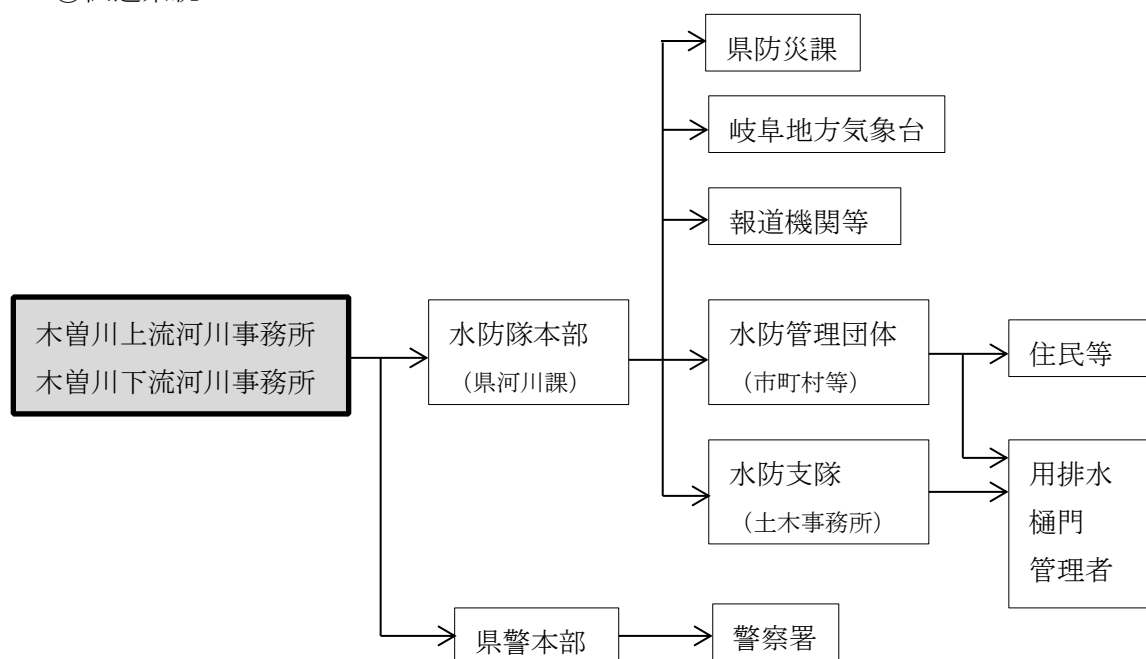
②水防警報の担当官署

河川名	担当官署
木曽川	木曽川上流河川事務所 木曽川下流河川事務所
長良川	木曽川上流河川事務所 木曽川下流河川事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料7のとおり。

④伝達系統



3) 県が行う水防警報

①水防警報の対象となる基準観測所

河川名	区域	名称	位置	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)
境川	各務原市岩地川合流地点から 岐阜市新荒田川合流地点まで	テレメータ 馬橋	岐阜市 蔵前	10.00m	10.20m

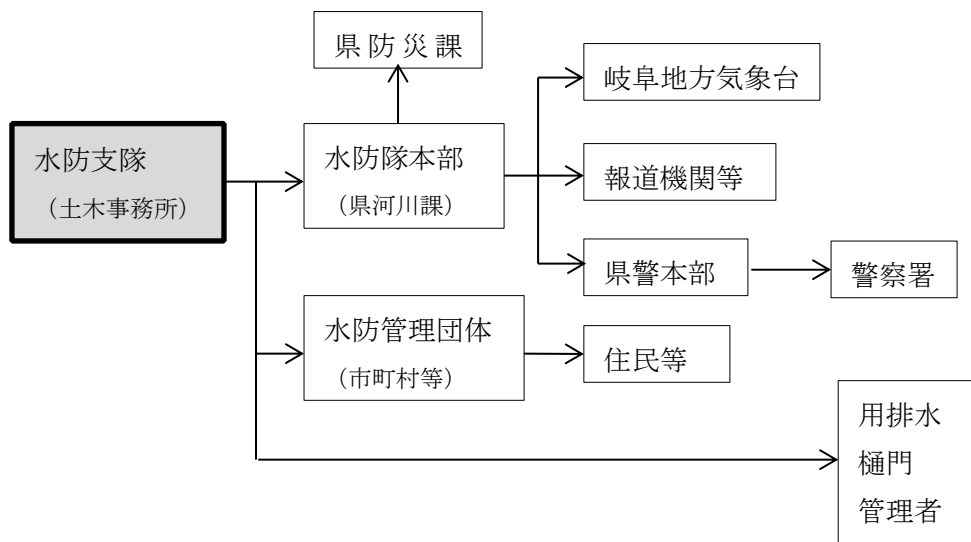
②水防警報の担当官署

河川名	担当官署
境川	岐阜土木事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料8のとおり。

④伝達系統



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

市が関係する水位観測所は、国管理の水位観測所が2箇所（笠松、墨俣）、県管理の水位観測所が2箇所（足近、堀津）ある。

(2) 水位の通報

①水防管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は第4章 第2節の洪水予報の通知を受けた場合において、水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

②水防管理者は、水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある岐阜県水防本部及び岐阜土木事務所に直ちに通報するものとする。

(3) 水位の公表

量水標管理者が公表した水位状況は、下記のインターネットホームページで確認することができる。

川の防災情報

【PC用】 <http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

【スマートフォン用】 <https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/>

【携帯端末用】 <http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/>

第2節 雨量の観測

(1) 雨量観測所

岐阜地区の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が12箇所ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が9箇所、気象庁管理の雨量観測所が2箇所、羽島市管理の雨量観測所が1箇所ある。

① 県管理の雨量観測所

観測局名	流域名	所在地
山田川機場	長良川	岐阜市
天神川機場	長良川	岐阜市
糸貫	長良川	本巣市
奥	長良川	岐阜市
小野	長良川	岐阜市
城田寺	長良川	岐阜市
羽島	長良川	羽島市
上戸排水機場	長良川	各務原市
出戸	長良川	山県市
蘇原	木曾川	各務原市
伊自良	長良川	山県市
犀川	長良川	瑞穂市

② 国管理の雨量観測所

観測局名	流域名	所在地
神崎	長良川	山県市
葛原	長良川	山県市
高富	長良川	山県市
忠節	長良川	岐阜市
上大須	揖斐川	本巣市
黒津	揖斐川	本巣市
根尾	揖斐川	本巣市
金原	揖斐川	本巣市
山口	揖斐川	本巣市

③ 気象庁管理の雨量観測所

観測局名	流域名	所在地
岐阜	長良川	岐阜市
樽見	揖斐川	本巣市

④羽島市管理の雨量観測所

観測局名	流域名	所在地
羽島市役所	長良川	羽島市

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・気象警報・注意報

<http://www.jma.go.jp/bosai/warning/>

- ・アメダス

<http://www.jma.go.jp/bosai/amedas/>

- ・ナウキャスト

<http://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

(2) 雨量・河川水位 国土交通省

川の防災情報

【PC用】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン用】 <https://www.river.go.jp/s/>

【携帯端末用】 <http://i.river.go.jp/>

(3) 岐阜県

川の防災情報

<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

(4) 浸水想定区域

岐阜県

<http://kikenmap.gifugis.jp/>

羽島市

<http://www.city.hashima.lg.jp/>

(5) 川の水位情報 危機管理型水位計

<http://k.river.go.jp>

第7章 水門の操作

第1節 水門

(1) 河川区間の水門（洪水）

水防上重要な水門等は、資料10のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料11のとおりである。水防管理者は、水防資器材を確保するため、水防倉庫等を設置するとともに常時備蓄し、管理するものとする。

第2節 輸送の確保

水防用資材器具及び水防要員の輸送は、羽島市地域防災計画第3章第6節交通応急対策に定めるところによるものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防体制

(1) 市の体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。市の体制は第2章第1節の通りである。

(2) 水防団の体制

①水防団の管轄地域

水防団管轄地域は、下表のとおりである。

巡視については各分団の担当範囲について行う。なお、状況に応じて団長の指示により警戒、防御その他の作業にあたるものとする。

分団の区域及び水防倉庫

分団名	区域	巡視範囲		水防倉庫	
		河川名	箇所	所在	数量
足近分団	足近町	境川	行政境～東境川橋	直道堤防	1
小熊分団	小熊町	長良川	東境川橋～逆川排水機場	西小熊堤防	1
		境川			
正木分団	正木町	木曾川	行政境～濃尾大橋南	南及堤防下	1
				大浦堤防	1
竹鼻分団	竹鼻町	木曾川	南濃大橋南～城屋敷水防倉庫北側坂路	駒塚堤防	1
福寿分団	福寿町	長良川	逆川排水機場～名神高速道路	平方堤防	1
				本郷堤防	1
江吉良分団	江吉良町	桑原川*	名神高速道路～浄化センター	平方堤防	1
堀津分団	堀津町	長良川	名神高速道路～南濃大橋	堀津町本田堤防	1
上中分団	上中町	桑原川*	浄化センター～新桑原川排水機場	加賀野井堤防	1
下中分団	下中町	木曾川	城屋敷水防倉庫北側坂路～馬飼大橋	石田堤防	1
桑原分団	桑原町	木曾川	馬飼大橋～新桑原川排水機場	八神堤防	1
				東小藪堤防	1
		長良川	南濃大橋～新桑原川及び西小藪堤防	東方堤防	1
				中小藪堤防	1

※江吉良分団は桑原川で異常がなく、且つ団長が必要と判断した場合に長良川の巡視に加わる。

※上中分団は桑原川で異常がなく、且つ団長が必要と判断した場合に木曾川の巡視に加わる。

②水防団の体制

水防団の体制は下表のとおりとし、水防管理者の所轄の下に、河川の洪水の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたるものとする。水防団は情報判断を適正に行い、市災害対策本部等に準ずる水防体制を保持しなければならない。なお、水防団の安全確保に十分配慮するものとする。

③大規模災害水防団員の設置

各分団で大規模災害水防団員を5名設置する。

大規模災害水防団員は基本的に水防団OBを想定し、大規模災害が発生、または発生が予見される場合に団長の指示により出動する。

④水防団員への河川水位等情報の連絡

水防団員への河川水位等情報の連絡は、電話または連絡システムにより行う。

羽島市水防団編成表

	基本団員						大規模災害 水防団員	計
	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員		
羽島市水防団	1	2	-	-	-	-	-	3
足近分団	-	-	1	1	4	19	5	30
小熊分団	-	-	1	1	4	19	5	30
正木分団	-	-	1	1	7	16	5	30
竹鼻分団	-	-	1	1	4	19	5	30
堀津分団	-	-	1	1	4	19	5	30
福寿分団	-	-	1	1	4	19	5	30
江吉良分団	-	-	1	1	4	19	5	30
上中分団	-	-	1	1	4	19	5	30
下中分団	-	-	1	1	4	19	5	30
桑原分団	-	-	1	1	7	16	5	30
計	1	2	10	10	46	184	50	303

※令和5年度より順次、本体制に移行していくこととする。

(3) 水防団の配備基準

①木曽川

	水防団待機水位	はん濫注意水位	出動水位	避難判断水位
危険度 レベル	レベル 1	レベル 2	-	レベル 3
今渡	4.00	5.50	7.30	11.10
犬山	5.80	9.20	10.40	11.60
笠松	7.60	10.40	11.30	13.40
水防団	・ 自宅待機	・ 自宅待機 ・ 出動準備	・ 出動 (巡視)	-

②長良川

	水防団待機水位	はん濫注意水位	出動水位	避難判断水位
危険度 レベル	レベル 1	レベル 2	-	レベル 3
忠節	1.00	2.00	3.50	5.30
墨俣	2.50	4.00	5.00	7.20
成戸	3.00	4.50	5.60	6.70
水防団	・ 自宅待機	・ 自宅待機 ・ 出動準備	・ 出動 (巡視)	-

③境川

	水防団待機水位	はん濫注意水位	出動水位	避難判断水位
危険度 レベル	レベル 1	レベル 2	-	レベル 3
馬橋	10.00	10.20	-	10.30
栄川橋	5.50	6.00	6.40	6.70
水防団	・ 自宅待機	・ 自宅待機 ・ 出動準備	・ 出動 (巡視)	-

※栄川橋の各水位は、羽島市が独自で設定したもので新たな配備基準として設定する。

※羽島市水防団は、笠松、墨俣、栄川橋の各水位を配備基準とする。

④桑原川

	水防団待機水位	はん濫注意水位	出動水位	避難判断水位
危険度 レベル	レベル1	レベル2	-	レベル3
堀津町	-	-	2.20	-
水防団	・自宅待機	・自宅待機 ・出動準備	・出動（巡視）	-

※堀津町の出動水位は、羽島市が独自で設定したもので新たな配備基準として設定する。

第2節 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時（洪水）

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として資料12のとおり巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、岐阜土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、岐阜土木事務所長は水防管理者に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第9章 第6節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

ただし、大規模災害が発生、または発生が予見される場合に団長の指示により大規模災害水防団員も出動し、工法補助、住民への伝達、避難誘導、安否確認等の活動を行う。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料13のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の安全が確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、大規模災害時には住民への情報伝達や避難誘導が必要な方の情報を基に安否確認や誘導を行う。

第4節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴く際に、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路及び公共の用に供しない通路を通行することができる。

(2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

第6節 避難のための立退き

①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、岐阜羽島警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を岐阜土木事務所長に速やかに報告するものとする。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者

は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

（２）決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第 8 節 水防体制の解除

（１）水防管理団体の水防体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、配備を解除したときは、岐阜土木事務所を通じ水防管理者に報告するものとする。

（２）水防団の水防体制の解除

水防団の水防体制の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 10 章 水防信号、水防標識等

第 1 節 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

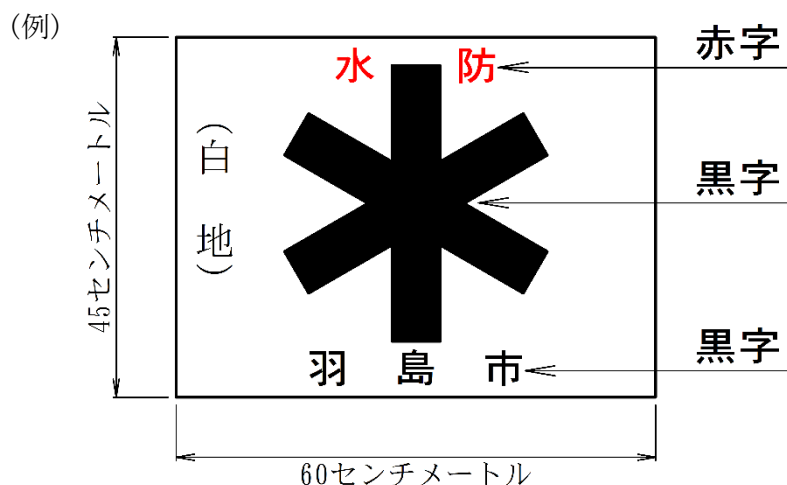
	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止 ○休止	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 休止
第 4 信号	乱 打	1 分 5 秒 1 分 ○－ 休止 ○－

備考

- 1：信号は適宜の時間継続すること。
- 2：必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3：危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
- 4：地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証明書

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号
身 分 証 票
住 所 職 氏 名
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。
年 月 日
水防管理者 羽島市長 氏 名
(印)

(裏)

- (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力及び応援

河川管理者（中部地方整備局長又は岐阜県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る応援を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- ①水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川水位、雨量情報、CCTVの映像等）の提供（アドレス等については第5章及び6章参照）
- ②水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ③堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知（伝達方法については第4章のとおり）
- ④重要水防箇所の手合点検の実施
- ⑤水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ⑥水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑦水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の応援が必要な事項＞

- ①水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- ②水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ③市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- ④水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長、若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、他の水防管理者又は市町村長、若しくは消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、岐阜羽島警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等で県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市本部長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知し、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

第5節 国（河川事務所等）との連携

（1）洪水予報連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 12 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 委 任 証			
身 分 氏 名			
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任 したことを証明する。		
年	月	日	水防管理者
	氏 名		(印)

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書			第	号
1 目的物	種 類		員 数	
2 負担の内容	使 用	収 用	処 分	
	年	月	日	
	水防管理者	氏 名		(印)
	殿			

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況及び警戒中の水位観測表
- ②警戒出動及び解除命令の時刻
- ③水防団員及び消防機関に属する者の出動時期及び人員
- ④水防作業の状況
- ⑤堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑦法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類及び数量並びに使用場所
- ⑧障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- ⑨土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- ⑩応援の状況
- ⑪居住者の出動の状況
- ⑫警察の援助状況
- ⑬現場指揮者氏名
- ⑭立退の状況及びそれを指示した理由
- ⑮水防関係者の死傷
- ⑯功労者及びその功績
- ⑰事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の所見
- ⑱堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ⑲その他必要な事項

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料14に示す様式より、水防活動実施後に岐阜土木事務所長を経由して県水防本部長へ報告する。

第14章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保

第1節 浸水対応

(1) 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、羽島市に関係する浸水想定区域図は次のとおりである。

①国管理河川

木曾川水系洪水浸水想定区域図

(令和2年4月24日公表：国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所)

②県管理河川

境川・新荒田川洪水浸水想定区域図

(平成30年6月22日指定：岐阜県)

桑原川洪水浸水想定区域図

(平成31年3月作成：岐阜県)

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、羽島市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所及び避難経路に関する事項

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で羽島市地域防災計画・参考資料 資料-21 要配慮者利用施設一覧表に掲げる施設

(3) ハザードマップ

本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等へ円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。